

第 9 編 ダ ム 編

第 1 章 コンクリートダム

第11節 閉塞コンクリート工

特仕9-1-11-2 コンクリートの施工

受注者は、閉塞コンクリートの運搬及び打込み方法について、施工計画書に記載しなければならない。

第13節 試掘横坑

特仕9-1-13-1 一般事項

1. 坑口の位置

受注者は、設計図書により坑口の位置を決定しなければならない。

2. 土地の使用

受注者は、工事の施工にあたり、監督職員が指示する以外の土地を使用する場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

特仕9-1-13-2 掘削

1. 発破後の処理

受注者は、発破を行ったのちに掘削面のゆるんだ部分を取除くとともに、浮石等が残らないように施工しなければならない。

2. 崩れやすい地盤、風化岩部分等の処理

受注者は、崩れやすい地盤、風化岩部分等に崩壊が発生しないように支保工を使用して掘削作業を進めなければならない。

3. 湧水の処理

受注者は、湧水の多い場合には、湧水が坑外に流れ出るように適切な溝を設けなければならない。

4. ずりの処理

受注者は、掘削作業により発生するずりを設計図書に従い処理しなければならない。

特仕9-1-13-3 木製支保工

1. 支保工材料

支保工材料は皮はぎ生松丸太とし、著しい割れや節が少なく、なるべく真直なものでなければならない。

2. 継手の施工

受注者は、部材の継手（相欠ぎ・切込み等）の接触面をなじみよく施工し、かすがいその他を用い十分定着させなければならない。

3. 矢板の配列

受注者は矢板の配列については、可能な限りすき間をあけ、地質観察に支障のないようにしなければならない。

特仕9-1-13-4 その他

1. 坑口上部の盛土の排水

受注者は、坑口上部の盛土の排水をよくし、できあがった構造物に不当な圧力がかからないようにしなければならない。

2. 立入り防止

受注者は、工事完成後に第三者が横坑内に立入りできないような措置を講じなければならない。

3. 岩盤露出部の処理

受注者は掘削作業完了後岩盤露出部について、地質観察に支障のないように水洗

いを行わなければならない。

第 2 章 フィルダム

第4節 試掘横坑

特仕9-2-4-1 一般事項

試掘横坑については、「特仕」第9編特仕9-1-13-1一般事項の規定による。

特仕9-2-4-2 掘削

掘削の施工にあたっては、「特仕」第9編特仕9-1-13-2掘削の規定による。

特仕9-2-4-3 木製支保工

木製支保工の施工にあたっては、「特仕」第9編特仕9-1-13-3木製支保工の規定による。

特仕9-2-4-4 その他

その他、試掘横坑については、「特仕」第9編特仕9-1-13-4その他の規定による。

第 3 章 基礎グラウチング

第4節 グ라우チング工

特仕9-3-4-4 セメントミルクの製造及び輸送

受注者は、計量装置を設計図書に従い定期的に検査し、検査結果を整備・保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。